

平成28年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月13日（火曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	秋葉三佐男君	秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 課 長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町 民 課 長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
企画財政課 参 事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実
主 幹 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます。まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成28年12月13日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、10番、水垣正弘議員の質問を許します。

10番、水垣正弘議員。

(10番 水垣正弘君登壇)

10番（水垣正弘君） 議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私の通告してある一般質問につきましては、鏡ヶ池ゴルフ場跡地購入に伴う周辺道路網の整備についてでございます。

我が国におきましては、全国的に少子高齢化が進行し、人口減少社会を迎えております。当町の人口につきましても、少子高齢化が進行する中、人口減少に歯どめがかからず、平成7年の2万5,008人をピークに減少傾向に転じております。平成17年につきましては2万3,609人、平成27年につきましては2万2,008人と、20年の間に3,000人も人口が減っている状況であります。このまま人口減少が続くと、4年後の平成32年には約2万1,000人まで減少することが予想されております。

しかしながら、八千代町の将来を考えたとき、このまま少子高齢化や人口減少が進めば、八千代町はいずれ破綻してしまいます。人口減少に歯どめをかけ、人口の維持を図っていくためには、新工業ゾーンへの就業者の増加を契機とする若い人たちの移住、定住が必要となっております。そのためには、自然と共生した安心安全な暮らしの実現により、地域の魅力を最大限に高めることはもとより、雇用の創出が最も重要な課題となっております。

皆さんご承知のとおり、さきに行われた第2回臨時会におきまして、鏡ヶ池ゴルフ場跡地8万7,964平方メートルの購入について、地方自治法及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決を行ったところであります。当該ゴルフ場跡地は、日野自動車が進出した古河名崎工業団地から最も近く、当町におきましても企業誘致を進める上で大変重要な土地であります。今後県開発公社を初めとする関係機関と協議のもと、工業系重要促進区域の変更や地区計画の策定、開発行為の許可申請など各種手続を早急に進めていただき、優良企業を誘致し、雇用の場を創出することによって、若い人たちが八千代町に定住してくれるよう期待をしているところであります。

そのような中、この土地の開発を進めるに当たっては、企業誘致の観点から、土地の造成はもとより、周辺道路網の整備も大変重要になってきております。特に既存の一級町道12号線及び一級町道8号線につきましては、八千代高校前から東落田までの区間は開通しているものの、西は八千代高校から古河名崎工業団地まで、南は東落田のつくば

一古河線交差点から栗山地内へ抜ける区域につきましてははいまだ未完成であります。また、町道3052号線と町道3101号線につきましては、当該土地へのアクセスや地域住民の生活道路として非常に重要な路線であります。しかしながら、現状を見ますと、側溝は整備されておらず、一旦雨が降ると道路に水たまりができ、ひどいときには1週間も水が引かないような状況であります。

企業誘致を有利に進める上に当たっては、何といたっても道路網の整備が必須条件となっております。当然八千代町だけでは解決できず、隣接市の協力を得なければならない問題も存在しておりますが、当該ゴルフ場跡地の造成に伴う周辺道路網の整備について、町はどのような考えをお持ちなのか。また、どのような整備計画で、今後どのように進めていくのか、担当課長にお尋ねをし、再度その内容につきまして再質問をさせていただきたいというふうに思います。

議長（大久保 武君） 都市建設課長。

（都市建設課長 生井俊一君登壇）

都市建設課長（生井俊一君） 議席10番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えします。

鏡ヶ池ゴルフ場跡地購入に伴う周辺道路の整備についてでございますが、鏡ヶ池ゴルフ場跡地につきましては平成20年3月に改定しました当町の土地利用構想であります八千代町都市計画マスタープランにおいて、工業系新市街地として位置づけました菅谷地区の区域内であり、先般工業系開発用地の目的で町が取得した土地でございます。

鏡ヶ池ゴルフ場跡地の土地開発計画につきましては、重点促進区域に指定した上で、都市計画法上の地区計画を策定する手法により、新たな工業生産活動の拠点として工業系新市街地の整備を促進するものでございます。都市計画の意義につきましては、都市全体の土地の利用を総合的、一体的観点から適正に配置し、土地利用、都市施設の整備に関する計画を定めることにより、都市のあり方を決定する計画でありますので、地区計画策定の際には周辺の道路等の基盤整備を進め、その操業環境の向上を図るとともに、周辺の居住環境との調和に配慮した環境整備に努めた整備方針に基づき、地区計画を策定したいと考えております。

ご質問でございます周辺道路の整備についてでございますが、町道3052号線、町道3101号線につきましては、地区計画予定区域内に隣接となる道路かと思われれます。2路線は、町の幹線道路であります一級町道12号線、一級町道5号線に接道する道路であり、菅谷

地区・松本地区の住民の方々の連絡道であり、生活道路として欠かすことのできない重要な道路であると認識をしております。先ほど答弁をさせていただきましたが、地区計画策定の際には、周辺の居住環境に配慮した整備計画が基本となりますので、2路線ともに整備計画を策定し、道路整備工事を実施したいと考えております。

次に、工業系新市街地の広域的交通網の形成でございますが、当町の経済活動、広域的連携の活性化、企業誘致推進のため必要な予算の確保に努め、年次計画により道路整備事業を推進してまいります。道路整備事業計画でございますが、常総市方面につきましては一級町道8号線の第1工区分であります若地内の県道結城一坂東線から東露田地内の県道つくば一古河線まで、平成26年4月に開通の運びとなりました。同路線の第2工区分であります栗山地内の道路整備工事計画でございますが、今年度に道路改良工事整備計画の原案となります道路詳細設計を業務委託にて実施し、平成30年、31年度の2カ年におきまして用地交渉を実施した上で、平成32年度より道路改良工事に着手する事業計画でございます。

古河市方面につきましては、古河市との連絡道整備のため、三和一八千代線道路改良工事の協定を締結しまして、古河市が事業主体となり、平成13年度から道路整備事業に着手をいたしました。用地交渉困難により平成21年度以降、道路整備事業が休止となっております。当町議会から、平成26年9月に八千代三和線道路整備事業の早期再開を求める要望書を古河市長に提出をさせていただいております。先月、企画財政課長とともに古河市役所道路整備課を訪問しまして、用地交渉の進捗状況、整備事業計画につきまして再確認をしております。

今後も引き続き古河市との連携を密にし、情報収集に努め、用地交渉の早期解決を図り、事業の再開に向けて要望をしておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

10番、水垣正弘議員。

（10番 水垣正弘君登壇）

10番（水垣正弘君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど担当課長のほうからる質問に対する答弁をいただきました。この地域の道路網につきまして、3052号線、松本から根ノ谷に抜ける道路であります。また、3101号線につきましては共済前の道路になるわけですが、やはりこの地域の道路がきち

んと整備されることによって、地域の皆さん方の安心と安全が保てるのかなというふうにも思います。どうか工業系土地利用地域内の土地でございますので、その分整備のほうをよろしく願い申し上げたいと思います。

また、一級町道12号線、8号線につきましては、まだ未開通の、また未整備の道路であります。先ほど栗山地内の道路につきましては、今年度から地域の計画に基づきました当初の計画に基づいて実施していくというふうなお話であります。できればやはりこの土地が鏡ヶ池のゴルフ場跡地工業系土地利用の土地が、開発に伴う新たな企業誘致の場としてできるに当たって、やはり道路の整備が一番なされていない工業化、そして工業団地化には、企業がなかなか来ていただけないのかなというふうにも思いますので、早急なる道路の整備を早目をお願いしたい。

また、八千代高校から西に抜ける、古河の工業団地に抜ける道路であります。これもいまだかつて古河市の部分について道路が整備されていないというふうなことであります。早目に古河市のほうにもお話に行ってください、どうかあの道路が古河の工業団地に直接八千代から抜けられるような道路網の整備を早急に対応していただきたい、このように思うわけであります。

私の再質問といたしますか、要望としてお話しさせていただきましたので、答弁は結構でございます。

議長（大久保 武君） 以上で10番、水垣正弘議員の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私における一般質問は4項目でございます。お手元にある順序に従って質問をさせていただきたいと思います。執行部に前もって一つお願いしておきたいことは、所管課長の中で若干、秘書課長は通告してありますけれども、多分総務あるいはまた建設関係も含めた中で、場合によっては課長から先に流れを、決まりに基づいた流れでございますので、多分大丈夫だろうと思いますので、ご指名をさせていただいたときはよろしくお願いしたいと、このように思います。

まず、私の質問の第1点は、強制わいせつ罪・県迷惑防止条例等について、私約1年

近くにわたってこの件をやってまいりました。これについては、告訴、告発されて、町長が告訴、告発をされて、なおかつまたその審議の過程の中においては不起訴という形になっており、また告訴、告発をした人たちは事実と違うと、不満だと、私どもとしては納得はできないと。特に当事者が思っていることは、検察のほうの不起訴の大きな要因の中に、そのことをいわばいせつ罪に値するいろんな行動に移されたときに、本人が羞恥の情、いわば恥ずかしいという気持ちを持っていなかったのだと、そういうふうな流れの中で不起訴になっていったと、こういうことでございますけれども、本人たちは物すごく死にたい思いをするほどの悔しさを持っているのだと、そういうことでございますので、今検察審査会に委ねられていることについて、今町長はどのようなお気持ちでいるのか、それをお聞きしたいと思います。第1点については、町長の今の心情をお聞かせ願いたいと、これが第1点であります。

次が、個人情報保護法の問題で、町長の守秘義務違反の問題についても、私は去年の12月の議会からですから、私も指を折ってみますと、今回この件については5回に当たるわけですが、この件について、町長はあくまでも4回とも、俺はそういうことをした覚えはないのだと、漏らした覚えもないのだと、また職員にもそういうことはない、こう議会の答弁の中で町長は申し述べてきました。そのことについていまだにまだそのお気持ちは変わらないのかどうか、その1点だけお聞きします。

俺は、身に覚えのない話なのだ。大久保が仕組んだ話なのだ。大久保が俺を追い落とすためにやっていることなのだ。私は私なりに議会広報等でこの件については何度も寄せられておりますから、そのままの話でいきますと、町長、私は嘘つきになります。ですから、再度というよりも、5たび申し上げます。このことについて、町長はいまだにそのような覚えはないと、こういうふうに申されているわけですが、そのことに変わりないか。それだけ、1点だけお聞きします。

第3点に入ります。私の一般質問の表題では、常陽銀行の駐車場において町長が絡んだ事件があったらしいと、らしいという話が関係者から寄せられ、あえて申し上げれば、当事者からもそのことが寄せられて、今年の11月5日の10時半ごろの出来事だったと、こういうことなのです。11月5日の午前中に起きたこの出来事というのは、本当に町長はその時間に常陽の駐車場にいたのかいないのか、歩きだったのか、乗用車だったのか、誰かに乗せられてきていたのか。それは、当時のいろんな町のうわさや当事者も含めた中で、相手の方はけがをしていると、そういう流れがあるわけであります。

きょうのテレビでもやっておったのですが、ノンスタイルとか何とかというのが、井上裕介とかなんとかというのが、タクシーとやって、当て逃げして、逃げ去っていったと。世間に知られたら大変なことになるということで、その場を、タクシー会社を、後処理しないで逃げていったと。町長もこのことについて、その現場の中にもし関係者といたとしたならば、相手がけがしているわけですから、その処理というのがちゃんとなされたのだらうと思いますけれども、しかし現実はそのことの実事があったのかどうか、それをお聞きしたい。

現場検証等も、町長としては立ち会ったことがあるのか。いや、そんなことはないのだから、立ち会うはずがないだろうと、そういうお考えなのかどうかわかりませんが、当事者から漏れ伝えられる話、町から伝えられる話、町長の車は何だったのかという話も、今八千代では大変な興味を持っております。どういう車にあなたは乗っていたのかということに興味深く八千代町の人たちは見ております。

4点目に入ります。町発注工事というのは当然入札が行われて、落札したものが工事を行う。工事期間は定められている。工事期間が定められておいた後、完工の検査をして、この工事終結といったときに代金はどのように支払われていくのか。その流れというものをお聞かせ願えればありがたいと、こういうふうに思います。

とりあえずその4点、私のほうからお話をさせていただいて、答弁によっては再質問をしたいと思います。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の件につきましては、5日ということですが、町長の公務外のことでございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

町発注工事における工事代金の支払いはどのような形で行われるのかというご質問

ですが、工事代金の支払いの流れといたしましては、工事の竣工に伴い、財務規則第149条第1項及び契約約款第32条第1項並びに第2項の規定によりまして、受注者は検査に合格した後に請負代金の支払いを請求することができ、発注者は受注者からの請求書に基づきまして伝票処理を行い、40日以内に契約代金を支払うこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「秘書課長、もう一回。公務内、公務外、どっち」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 公務外でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

検察審査会の申し立てにつきましては、検察官の不起訴処分に対しましての申し立てでございますので、私といたしましても検察審査会の審査を見守っていきたいと考えております。

続きまして、個人情報保護法に関しましては、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであります。当町におきましても、その第5条、地方公共団体の責務の規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、平成17年3月25日に八千代町個人情報保護条例を経て、現在に至っているものでございます。

この条例の規定に従い、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人權の擁護に資するよう努めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、常陽銀行駐車場の件につきましては、公務外のことでございますので、この場ではお答えを差し控えさせていただきます。

続きまして、町発注の工事の代金の支払い方法につきましては、総務課長が答弁したとおりでございます。今後とも財務規則並びに契約約款等を遵守し、事務を遂行するよ

う指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 今答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。

おざなりな答えが返ってまいりました。非常に不誠実な答えでありまして、私は再質問において一步踏み込ませていただきたいと思っています。

検察審査会の問題についても、私は非常にいろんな流れから持ってきますと、余りにも物事を司直の手に委ねているとか、今は検察の審査会のあれをただ見守るだけと。あなたがそのようなやっただやらないの事実というものは、何ら触れない。検察審査会は今月開かれます。そんなに時間がかからずに多分結論が出るのでありましょう。去年の2月2日にこの問題は告訴、告発された事件から物事は始まっているのです。そういう流れを受けて、またなおかつ今回の問題というのが浮上してきているわけでありますけれども、あなたがそういうふうにとただ委ねるだけという話であれば、それはそれでいいというふうには私は思いますけれども、しかし現実起こしたことに對する反省もなければ、何もないという一つのことに対して物すごく憤りを感じているのです。

そしてまた、第2点の個人情報保護、この問題、町長ね。私があなたに、町長に聞いたのは、あなたは今まで幾たびかの議会や、あるいはまた辞職勧告案も含めた中で、あなたはこのことを個人情報保護法を、私のことも含めて、場合によっては職員も関係するような事柄も含めて、あなたは、町長は今までどおりやっていないという考え方に変わりはないのですかと私は聞いているのです。平成17年あたりの誰が書いたかわからない作文をただ棒読みして、議会をおちよくってはいけないです。もうちょっと真摯に、私はそんなこと聞いていないですよ。そんなもの、誰もが知っている話でしょうよ。私が聞いているのは、あなたが私に対する個人情報保護法、あるいは幾つかありますけれども、そういうものも含めて、職員も含めた中でそういうことは、役場の中から漏れていないのかということをお私は聞いているのです。しかし、先ほど言ったのは、今まで答えた4回の中で、あなたは知りませんと、そんなことは絶対ありませんという、答えたことに対する答えを。いいのですよ、いや、漏らしていないのだよと、俺はやっていないと。やっていたのだけれども、言いそびれたと。どれかわからないけれども、とりあえずその結論だけ私は教えてと言ったのです。個人情報保護法の何条の何項なんていう、

そんなもの私は聞いていないですよ。もう少し物事に真摯に答えてもらわないと。議員さん方も何人が聞いているのですよ、このことの実態を。聞いた人が、これはとんでもない話だと。では、俺のことも全部漏れてしまっているのかと。そういう話になっているのです。

3点目の常陽銀行の駐車場で起きた事件と言われている中で、秘書課長は公務外のことなのだと。まず、秘書課長、ひとつよく流れを言いますから、あなたよく聞いて答弁してください。11月5日にこのことは起きました。町長と、先ほど結論づけて言うと、秘書課長が、町長が、公務外と言った。町長に公務外とか、公的人間との区別はないのです。町長は24時間、八千代町町民のために、幸せのために働き、また逆に責任を負うのです。私人であるならば、別の話なのだから、おまえらに言う人はないと。そういうことではないのです。それほど公的なもので、タイムカードを持たないで、勤務表を持たない人間の一つの職務というものは重いのです。だから、24時間、公人なのです。

公務外だから。秘書課長ね。あなたはこの事件のことについて、あなたは秘書課長として誰から、何日の何時にこのことを、町長がいないので、見つけているのだけれどもという連絡があったときに、あなたはどの時点でそのことを知りましたか。どの職員から受けましたか。それをちゃんとお聞かせください。公務外だから何も連絡する必要もない、行く必要もないと、そういう話ではないのですよ、多分。秘書課長まで話が行ったということは。捨て置けないことが起きたのです。当事者のここにおられますけれども、後で一般質問をやるから、あえて私から申し上げると、国府田利明議員はその当事者として、2週間の町長とのかかわりの中で起きたことによって、医師の診断書をつけて通院しているのですよ、いまだに。ノンスタイルの話ではないけれども、なぜあの現場に町長が、公務なのか私用なのか、そんなことどうでもいいけれども、そういう一般町民でも許されるべきでないことが起きたときに、なぜ現場を立ち去って消息不明になったのか。それが知りたいのですよ、私は。それが、秘書課長、知りたいのです。あなたは都合のよいときだけ副町長並に第2派として出てきているけれども、こんなときにこれだけ傍聴者がいる中で、公務外だからといって切って捨てるのですか。とりあえずこの流れを、今秘書課長に聞いたことをまずお聞かせいただきたい。

町長においても、単なる私用であるからという話であるということであると、何かが進んでいるのですか、国府田利明議員と。ひとつの負傷させた被害者に対して、あなたはいまだに一回も、あのときどうだった、その後どうだったもない。7日の東中学校の

竣工式でお会いして、私も見ていたけれども、全然接触する節もない。そういう中で、このことが、現場検証を国府田君は2回もやっているのです。2回目は交通課、刑事課等々を含めて七、八人も来てやっているのです。あなたの車がない。あなたの車で起きたことなのになという。そのようなことが、では一般町民でもそれをやってもいいということですか。相手がけがでもしようが何しようが。普通なら菓子折りの一つも持っていくでしょうよ。誰かが指導しているのですか。この問題を単なる公務外とか、私的なことなのということ片づけるのかどうか。もう一回、この件についてはお話を聞きしたい。

(何事か発言する者あり)

議長(大久保 武君) 静かにしてください。傍聴人、静かに。

13番(大久保敏夫君) 続いて、工事発注の件について申し上げます。

先ほど話があったように、一連の流れはわかりました。これ、当事者からの考えもあるんで、あえて申し上げますけれども、工事発注して、完全に仕上がったお金が、2カ月たっても、あるいはまた2カ月間の中、差し押さえが来ることが起きたと。八千代の工事受注業者の中において。そのような事実はありますか。相手方は常総建設株式会社、代表取締役、国府田圭子。この業者さんは、暮れの相当厳しい時期に支払いをできなくて、相当な打撃をこうむったと言われています。そのことの実実は総務課なり、建設関係ですか。あるいは、場合によっては税等の滞納の中で何らかのことが税務課の中にあって、そういうことが個人的に起きたことが影響したのかどうか、その辺もよく聞いてほしいと。それは、違法性はなかったのかどうか。まず、その点についてお聞きしたい。

以上です。

議長(大久保 武君) 秘書課長。

(秘書課長 谷中 聰君登壇)

秘書課長(谷中 聰君) 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、町長の公務外ということでございましたが、公用外でございますので、詳細については把握してございませんので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

(「公務外だろうが何だろうが、連絡あったかどうかの話だよ。

答えろよ」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 秘書課長。

秘書課長（谷中 聰君） 再度お答え申し上げます。

私が把握している情報といたしましては、11月5日の件でございますが、午後だったかと思います。私のほうに日直から連絡がありました。内容につきましては、町長にお会いしたいと、面会したいという旨のお話でございまして、それを町長につなぎました。

（「誰が面会したいの」と呼ぶ者あり）

秘書課長（谷中 聰君） 下妻警察署の交通課と申しておりました。

以上でございます。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 静かにしてください。

総務課長。

（「議長、だめだよ。やかましくて。声を出した人に退場を命じろよ」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。静かにしないと退場させますよ。静かにしてください。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 暫時休憩。

（午前 9時54分）

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

（午前10時11分）

議長（大久保 武君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定による退場を命じますので、皆さんに申し上げます。

総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） それでは、13番、大久保敏夫議員のご質問にお答えいたします。

工事代金の支払いが遅くなったという事例があったということでございますが、その

中で何らかの事情があつての対応かと推測されますが、私が2年前ですね、総務課長になってからの事案ではないということで、それ以前の事案かと思います。経過や内容につきましても詳細はわかりかねますが、支払いにつきましてもお互いの協議の中で相手側から指定された日には支払ったと聞いております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

個人情報等におかれましても、町民の基本的な人権の擁護のため、また個人の尊厳の確保のために、私も何回となく大久保議員に答弁したとおり、守っていきたくて考えております。

そのほか常陽銀行の件につきましても、先ほど答弁したとおりでございまして、何ら私としても八千代町の交通安全の推進協議会の会長をやっておりますので、ひき逃げとか、そういうことは一切やっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、先ほど申したとおり、セクハラ等におかれましても検察等で何とも、向こうの問題でございまして、私としては見守っていきたくて考えております。

そのほか先ほど工事代金等におかれましても、八千代町の財務規則、その他の契約の約款等を遵守した中で支払ったと聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 最後に再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 再々質問をさせていただきます。

残り持ち時間25分となりました。町長、秘書課長も含めた中で再々質問でありますから、普通は要望事項とか、あるいはまた確認で終わるわけでありましてけれども、私なりの考え方を述べさせていただきたいと思っております。

強制わいせつ罪につきましても、若干町長、笑みを浮かべながら、この成り行きを見守っていきたくて、こういうふうな考え方でありましてけれども、今の世相を鑑みて、全国における強制わいせつや車両の中におけるお尻をさわったさわらないや、あるいは階段を上っているところを盗撮したしないを含めた中でいきますと、私はこの事件という

ものは検察審査会において必ずや今の日本のこういうものに対する厳しい一つの物事が、私は目を向けた民間のいわば検察審査会委員の方々の心情の中に、必ずあなたが思っているような答えではないのが出るのだろうと私は想像しております。

第2点目の個人情報保護法、これについては、私は町長、先ほども質問でも、初めての質問でさらりと言いました。あなたは、今もその気持ちにお変わらないのかと聞いた。出してきた話が、いわばこの問題については条例何条とことの話の中で飛ばして、私が4度の、あるいはまた辞職勧告も含めてやったこのことに対してどう思うかの答えには一言も触れないで逃げた。再々質問においてあなたが出してきた考え方は、個人情報保護法は守るように職員ともども守っていきたくて。私に対する、ではきょうも傍聴者が満杯に、あるいは外にもいるように聞いておりますけれども、では私町長ね、私は今まで逆にここまで来ますと、私が町民を欺いたことになるのです。あなたが国府田議員に面会した時点で、町長室で、大久保敏ちゃんよと始まった、あの秘密を漏らしたことを。私は言ったでしょう、自分で。町長は覚えていますか。肉を切らせて骨を断つつもりで、私はこのことについて取り上げたのだ。あなたの考え方は違う。終始一貫知らない、覚えもない。それでは世の中に何をもって立証すればいいですか。何をもってして、自分があなたに、私が言っているのは、私個人の話をしているのではない。このことはきょうおられる議員や、傍聴者や、八千代町町民の個人情報が、あなたの感情によって、みんなだ漏れするということに対する警鐘を鳴らしたくて私はやったのです。やっていないと。あなたが危惧して、いろいろ職員にやったことが幾つもありますよ。そのことを私は承知しています。

町長、私も一時期、8年間首長になった立場もありますから、そんなこと知っているはずの話を裏返してしゃべっているのではないということも、今までの一般質問で職員らはそういうこともあったでありますよ。私が町会議員に26歳になったときの職員は、今八千代町に一人もいませんよ。私が昭和50年になったときに、町会議員になったときに、議場に立って26人の議員でいろいろな議員の中に囲まれて、あなたのお父さんと一緒にやりましたよ。そのときに役場の200人を超える職員は、一人もあのときはいませんでした。それから入ってきた職員です。いろんな変革を経ながら私は自分なりにこのことを申し上げてきているのです。でも、あなたはそれを知らない。私は、自分の政治に対する一つのちゃんとした節目をつけなければなりませんから、私はこのことについてあなたに答弁は求めません。私は、今月中にあなたを告訴します。それはあえて申し上げ

げて、次の質問に移りたいと思います。若干の職員等にも被害が出るかもしれませんが、町長、あなたの責任だと思ってください。

さて、3番目の常陽銀行の問題でありますけれども、谷中秘書課長が公務外ということで頑として言わなかった問題が、5日の午後に駐車場においてのことについて、町長を多分見つけてほしいという連絡が入ったのが多分5日の午後の話なのだろうと思っています。秘書課長は町長をかばうのに必死でありますから、国府田議員に、谷中課長はいつそのことを知ったと言ったら、7日に知ったと、こう言ったそうでありますけれども、さすがに本会議場では役場職員のあなたに言った係の人がいるわけですから、それを言えないで、虚偽になりますので、多分本当の真実を、5日の午後にこのことを知ったと、こういうことであります。

町長、私この事件が、事故なのか、事件なのか、まだ不可思議でいるのです。事の現実には起きているのに。被害者もいるのに。10時半過ぎに起きたことで、町長が車に乗り込む。ドアをあける。そこでお互いの話になる。町長は、車をバックしたり、前進しながら、ドアをあけたまま走り出そうとした。そこで、接触をして、国府田君はサンダルが三、四メートル飛ぶような、痛いと言いつつわめき声を上げたけれども、交番寄っていきからと言って、行ってしまったと。交番には寄っていかなかった。国府田議員は行ったけれども、町長は来た覚えありませんよと。こういうことだと。それで、午後に国府田君は現場検証をしています。しかし、あなたはその日所在が知りません。町民は勝手に想像するのですよ。その現場検証を見て、国府田君が初め4人、5人でやった現場検証。2回目に8名でやった現場検証。2回目のときは交通ではないのではないかと。事件性を持ったりした中で、現場検証が行われたのではないかと。あなたの車、一回も登場してこない。どうしてしまったのですか。歩いてきたのではないのですよ。あなたの個人車を乗ってきたのですよ。あなたの車を隠す必要性があったのですか。その場から立ち去らなければならない理由があったのですか。時間を稼いだかかったのですか。普通の一般町民でも、我々町会議員でも、現場保護というか、被害者に対してまず、どうした、あれだったら救急車を呼ぶか、医者を呼ぶかと言いますよ。そうではない。この問題というものを非常に、知らない人は知らない。知っている人は静かにこの流れを事故なのか、事件なのかわからない。だけれども、保険適用を含めていくと事故証明が必要だから、交通課に連絡をすると、私どもの範疇にはないというのが国府田君に返ってきた話なのだそうです。

公務外であることであるのでということで物事が済まされるのであれば、八千代には前も言ったように、強制わいせつで話が出たように、警察も法律も要らないですよ。少なくともあえて申し上げるならば、国府田利明議員に対してその日に連絡をして、どうだったかと、けがはどうだったのだと。あるいは、じかに行ってみ舞いを渡すとか、しかしこのことが終始一貫いまだにこのことに当事者間で触れていないということは、物すごく私は不可解に思っています。ちゃんとした医者の方の2週間の治療を要するという一つの物事が、大きなことが起きているにもかかわらず。

いろんな話の中で、先ほどのいろんな話の中で何人からか出ました。当て逃げっていうのではないか。ちゃんとしたいということは何だと言ったら、町民はこう思っている人もいますよ、町長。酒が残っていたので時間稼ぎに夕方までいなくなってしまうたのではないかと。勝手にそんなことを言う人がいるのです。そこまで町長も物事の分別をどうこうするあれがない。先ほど八千代町の交通安全協議会の会長ですから。車というのは、町長、ドアをあげながら走るものではありませんよ。たとえバックであろうが、前進であろうが。

(何事か発言する者あり)

議長(大久保 武君) 静粛に願います。

13番(大久保敏夫君) 最後は国府田君が閉めたというのではないですか、ドアを。私は、今回の問題を、この最後の1点としてお聞きしたいことは、町長はこの一連のことを事故として捉えているのか、事件として捉えているのか、お聞きをしたい。

町長、あえて申し上げますけれども、私が先ほど申し上げましたように、あなたは公人なのです、公人。24時間、公人なのです。ある時間を切って、ある時間から何をやってもいいのだという立場にはないのです。

秘書課長にも1点だけお聞きします。この件に関しては、何らかの関係者から下妻警察の交通課からいわば知らせがあった以外は、接触はなかったのですか。

最後に、あと10分ですから、答弁する時間も要るでしょうから。工事の発注における支払い関係につきまして、課長からは何らかの事情があって、そういうことが起きたのだろうと。何らかの事情というのは、個人的な秘密保護の中で言えない部分もあるのだろうと私は想像しますが、しかし今回の流れを見ますと、全て町長の主導のもとに物事が進められて、秘密保護法についてしかり、今回の問題にしてもしかり、あるいはまたそのことによって、先ほど私が申し上げたように、職員が矢面に立ってややもす

ると、職員が犠牲にならざるを得ないことが起き得る八千代町の体質なのです。きょうおられる傍聴者にも若干頭の中においてもraitaiことが一つありますけれども、町長、私は反対しましたね。八千代町が部長制をしいて、5部制を敷くのだと、教育委員会は別に置いておいて。私は、4部制で十分なのだと。秘書課が独立して、たかだか何人になるかわかりませんが、秘書室長という流れの中で物事が進んでいく。私は、反対討論をしましたよ。私は、3つで十分だと思っているのです。総務委員会、教育民生委員会、産業経済委員会の頭に1つずついけば、それで、その中に下部組織をいれればというのが私の持論だったわけでありまして、そういうものが片側に走っていて、しかし町長、これ以上秘書課を強健な主義の中に物事が一つ独立して置かれると、とんでもないことになるというのが役場職員の7割の考え方なのです。上層部によっては100%ですよ。とんでもないことだと。誰になるのだと。私は注目していますよ。秘書室長、誰になるのか、4月1日で。副町長も誕生させるのかさせないのか。

最後に申し上げますけれども、私自身、今回の中でつくづく感じますことは、このままの体制の中でいくということは、八千代町にとっては大変不幸なことだと私は思っています。町長、耳をよくかっぽじって聞いてください。私が刑事告訴をすれば、場合によってはあなたは八千代町町長の公人として同時に刑事事件を3つ同時に進行させて、物事が進んでいく可能性があるあなたの今までの行動だということで、一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の再々質問にお答え申し上げます。

11月5日の件でほかからの問い合わせ等接触はあったのかということだと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、下妻警察以外はどこからもありませんでした。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 13番、大久保敏夫議員の再々質問ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、工事の支払いにつきましては経過、また内容等、詳細については私把握をしておりますが、協議の中で支払いを行ったという経過がございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 強制わいせつ、また県迷惑防止条例のことについては、先ほど申したとおり、検察審査会の審査を見守っていきたいと考えております。

そのほか個人情報等におかれましても、私も大久保敏夫議員の事柄等につきましても、秘密を漏えいした覚えはありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

そのほか常陽銀行の駐車場の問題につきましても、いろいろ国府田利明議員とのことでもありますので、細かい捜査資料等は警察が把握しているかと思うのですが、私も交番へ寄っていかうと思ったのですが、公の問題にしてはまずいと思ひて、警察へ、交番へ寄っていかなかった。後で警察のほうから、車等につきましてもいろいろ調べた経過がございます。その夜でございますが、交通課が来て、どこに当たったのだと、いろいろ指紋等もとっていたことございまして、交番はテープの中へあるいは入っているような状況でございますので、いろいろ私が加害者、駐車場で、警察では加害者になるのか、そういうことは正確にはわからないということございまして。捜査資料、防犯カメラ、常陽銀行の防犯カメラも押収、向こうで警察が持っていったようございまして、どうなるかわかりませんで、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、裁判、告訴する、これは大久保議員の勝手でございますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大久保 武君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、3番、大里岳史議員の質問を許します。

3番、大里岳史議員。

（3番 大里岳史君登壇）

3番（大里岳史君） ただいま議長の許可がありましたので、通告してある項目について伺います。

私の通告してある項目は2つであります。1つ目は、八千代町の教育について、どのような教育をしていくのかと、スポーツ少年団の環境づくりについてであります。

10月より教育長がかわり、新たな教育長に赤松教育長が就任いたしました。赤松教育長は、32年6カ月の教員生活を終え、教育長になられました。教育長は、離任式の壇上で、学校へ来るのが楽しい、皆さんに会うのがうれしい、こんなすばらしい学校はほかにはありません。一生懸命頑張ることの美しさ、挨拶、掃除、そろえるといった当

たり前のことを当たり前にするこのすばらしさなど、皆さんから多くの感動をもらい、多くのことをともに学びましたと述べております。私もそのような学校、環境をつくっていただきたいと、一保護者としても思っている次第でございます。

赤松教育長の校長就任時代は、生徒はもとより、保護者からも愛されていたと聞いております。みずから朝校門や交差点に立ち、最後の生徒が登校するまで立っている姿や、イベントやスポーツにも足を運んでいる姿を私も何度か見ております。そのとき赤松教育長は、生徒との約束だからと言っておりました。そんな赤松教育長だからこそ、私は一保護者として大いに今後の活躍に期待しているところでございます。

そこで、教育長にお伺い申し上げます。八千代町の教育長として、八千代町に対し例えばどのような教育方針やお考えがあるのか。また、関連する事項などについてもお伺いいたします。

体育というのは、教育の一環であり、スポーツは教育の手段であると掲載されておりました。体育、スポーツの目的は、人格形成であり、体を鍛えることにより、団結力、忍耐力、責任感、友情、勇気、チームワークを身につけることが目的であると。その中でも一番の醍醐味は何であると思いますか。私は、友人や仲間ができることだと思っております。私も小学校からサッカーを通じ、たくさんの友人や仲間ができ、それが今では私の財産、宝になりました。

皆さんは、子どもたちの練習風景を見たことがありますか。学校が終わってから週三、四日、多い子どもは毎日練習に練習を重ね、大粒の汗をかき、一生懸命頑張っている姿を。そんな頑張っている子どもたちに八千代町としては頑張れる環境づくりが重要なことではないかと思っております。近隣市町村を見てみますと、スポーツ環境が整っております。近隣市町村と八千代町との環境の違いは何だと思われませんか。それは、ナイター設備です。一方、近隣市町村にはなく、八千代町にはトレセンがあります。雨が降っても屋根があるため、使用はできますが、規定のコートがとれないため、せっかくのナイター設備も練習にしか使用できないような状況であります。ナイター設備には、メリットとデメリットがあります。ナイター設備を設置することで、野球やサッカーなどスポーツが規定のコートで使用できることがメリットであり、デメリットとしては住宅や農業が基幹産業の八千代では、農作物等にも被害、迷惑がかかるのではないかと認識しておりますが、私はスポーツのまち八千代をつくるためにナイター設備が必要だと思っております。

そこで、スポーツのまち八千代にするため、続けて質問させていただきます。1点目に、ナイター設備が設置できるグラウンドが八千代町にあるのか。あるとしたら、どこにあるのかをお伺いいたします。

2点目に、八千代だよりに掲載する写真は、優勝のときだけでありますが、八千代町の代表でありますので、せめて3位まで掲載してはどうかであります。

3点目に、最も大事なことでありますが、子どもたちが少年団に入団したくても入団できない理由を八千代町として把握しているのか。把握していないのであれば、アンケート等による調査を実施すべきではないかと思えます。

以上、再質問はいたしませんので、明確な答弁を求めます。最後に、町長が常々子は町の宝と申しておりますので、ぜひその点重々お考えいただきたくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席3番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えします。

教育長を10月1日に拝命いたしまして、初めて議会で答弁する機会をいただきました。八千代町の教育についての私の方針について、初めにお答えをさせていただきます。

私は、学校とは全ての教育活動を通して、人を育てる、人づくりの場であると考えています。将来の八千代町、そして日本の未来を担う人材の育成、これが現在求められています。学校は、立派な社会人として生きていくための基礎となる力を身につける重要な場です。そのためには、児童生徒一人一人が夢を持ち、自分の目標に向かって夢を語る児童生徒を育てていきたいと考えています。

また、子どもたちは家庭に帰れば地域の一員です。家庭教育や地域とのかかわり、例えばボランティア活動や挨拶、学校、家庭、そして地域が連携することで、この目標を実現できるものと確信しております。

これからの八千代の教育については、八千代町教育振興基本計画、八千代町教育大綱を基本として、教育の充実・発展に努めてまいり所存であります八千代町の教育目標を受けて、「輝きのある学校づくり」をキャッチフレーズに、わくわくする学校づくりを推進してまいります。未知なるものへの挑戦、これによって今まで知らなかったことがわかり、新しい発見や出会いを通して、次の学習への基礎が培われ、さらなる意欲につながります。つまり「学びとの出会い」です。また、学校における「友人との出会い」も

重要です。学校生活の中での友人とのさまざまな活動やかかわり、これを通して一生の得がたい友人づくり、人生における貴重な出会いの場となります。最後に、「先生との出会い」です。魅力ある先生との出会いを通して、人生の先輩として、また師として、教科の指導のみならず、生き方を学ぶことができます。これら3つの出会いを通して、児童生徒一人一人が輝く学校づくりを目指していきたいと考えております。

学校教育におきましては、学力の向上、心の教育、体力の向上、この3つを柱として、バランスのとれた児童生徒の育成を目指します。1つ目の学力の向上については、授業を大切にし、教職員の授業力の向上を図るとともに、「学習の自立」を目指します。私が考える「学習の自立」とは、学習の仕方を見直す力を身につけ、自分の力で勉強できる児童生徒の育成です。読書活動や学力向上基本計画を推進し、確かな学力の習得と活用に取り組んでまいりたいと思います。

2つ目は、心の教育です。豊かな心を育む教育については、道徳の授業をかなめとして、授業、学校行事、給食、清掃など学校のあらゆる教育活動全体を通じて行います。先ほど議員さんから話がありましたように、例えば挨拶をする、例えば掃除をする、例えばかかとをそろえる。当たり前のことを当たり前に継続することで、ルールを守ることの意義や思いやり、諦めない心、団結、協力できる児童生徒を育成したいと考えています。

3つ目は、体力の向上です。体育の教科のみならず、小学校では持久走大会や陸上記録会などの学校行事、そしてスポーツ少年団活動、中学校では部活動を通して体力の向上を図っていきたいと考えています。スポーツを通して体力の向上を図るとともに、心身を鍛え、人間を磨くことを目標に取り組んでいきたいと思っています。

教育施設については、11月7日に東中学校の竣工式を行い、小学校、中学校ともに恵まれた環境の中で教育活動が展開されております。おかげさまで子どもたちも落ちついて学校生活に取り組んでおります。この場をかりて深く感謝申し上げます。今後も八千代町の教育活動のさらなるご支援をお願いいたします。

次に、スポーツ少年団の環境づくりについてですが、ご質問の内容は、グラウンドのナイター設備について、広報やちよにおけるスポーツ大会記録の記事の掲載について、スポーツ少年団に加入したくても加入できない児童等の把握についての3点になるかと思っております。八千代町スポーツ少年団は、昭和57年に創設され、その基本理念は「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して、青少年の心と体を

育てる」、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」というものであります。最近では、幼児期の子どもたちの中にもまっすぐに走れないとか、でんぐり返しができないとかといった事例が見られるようになりました。これは、昔に比べて外遊びや集団遊びをしなくなったために、自然に身につくはずの「走る・投げる・飛ぶ・転がる・滑る」といった基本的動作が上手にできなくなったことが原因とされています。このような弊害をなくし、スポーツ少年団の目的である「スポーツによる青少年の心と体の健全育成」を図るために、町としてはスポーツ少年団活動を推進し、少年団活動に支援を行っているところでございます。

さて、質問の1点目であります。グラウンドのナイター設備についてでございますが、競技規則によるグラウンドの広さの関係から、軟式野球では町民公園、サッカーではスポーツ公園が考えられますが、先ほど議員のご指摘のように、地域や近隣住民の同意、隣接する田畑の農作物への影響など、解決しなければならない問題が多々あります。そのことを踏まえた上で、スポーツ少年団の環境整備について、グラウンドのナイター設備も含めて、取り組んでいかなければならない課題として認識をしているところでございます。

次に、2点目の広報やちよにおけるスポーツ大会結果の記事の掲載についてでございますが、広報やちよの中にスポーツファイルのコーナーとして、毎月1ページないし2ページの掲載枠を確保して、スポーツ少年団に限らず、スポーツで頑張った人たちの栄誉をたたえるとともに、広く町民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

その中で、写真の掲載を優勝者だけでなく、2位もしくは3位までもっと掲載できないかのご質問でございますが、掲載する写真の数をふやすのは、限られた紙面の中で難しいということでもあります。また、掲載を依頼するに当たり、必要な書類の写しを提出してもらっておりますのは、記事の正確性を知るためのものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、3点目のスポーツ少年団に加入したくても加入できない児童の把握についてでございますが、実は今年7月に各小学校を通じて、小学校4年生から6年生のお子さんを持つ保護者を対象に、子どもたちのスポーツ活動に対するアンケート調査を実施しております。522名の保護者から回答をいただきました。そのうち、お子さんがスポーツ活動をしているかどうかという質問に対して、約半分、56%の方がスポーツ活動をしていると回答しています。このスポーツ活動をしている人のうち、どのようなスポーツ活

動をしているかという質問に対しては、59%の人がスポーツ少年団で活動しております。

次に、スポーツ活動を行っていない人にその理由を尋ねたところ、仕事の都合でとか、子どもの送迎や活動に参加できないと答えた人が約30%おりました。これが一番多い結果でした。やっぱりこれは近年社会構造の変化によって、核家族化、それから両親共働きの家庭もふえております。サービス業の分野においては、土曜、日曜出勤という職場も多くなっております。子どもたちの送迎、それからスポーツ活動への参加が難しいということかと思われまます。

そこで、町としては、スポーツ少年団が土曜、日曜、祝祭日に遠征試合に出かける際には、町バスのきらめき号を優先的に貸し出すことによって、少しでも保護者の方々の負担を軽減するような措置をとっております。また、町の各スポーツ施設につきましても、スポーツ少年団で使用する際は優先的に使用していただいているほか、使用料や照明料を全額免除して、保護者の方々の負担軽減に努めているところでございます。

スポーツ少年団は、スポーツを楽しみたいと願う子どもたちと、スポーツ少年団の理念に賛同する指導者、保護者が集まって、地域社会の中で自主的・自発的に行われるものであります。町としては、大里議員ご指摘の課題について取り組んでいかななくてはならない問題として考え、今後ともスポーツ少年団活動を支援し、スポーツを通じた青少年の健全育成に努めてまいります。ご理解、ご協力のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 以上で3番、大里岳史議員の質問を終わります。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

大きくは2点について、八千代町における医療の問題と発達障害児を取り巻く課題について取り上げます。

まず初めに、八千代診療所の利用実態の報告と今後の診療所の位置づけについて、福祉保健課長に質問いたします。診療所の診療時間は短いので、もっと延長してほしいという住民の声があります。風邪など軽度の症状で通院するにも、利用時間が短いため、勤務をしながらの通院は利用したくてもできないという意見でした。もちろん需要がな

いの診療時間を延長することは難しいと思います。受診される方が多ければ、経営する上で当然延長ができると思います。しかし、八千代町の住民自身が病気になって医療機関を利用する場合、救急医療を要する場合だけでなく、軽度の場合でも町外の病院等を利用される方も多いと思います。そうしますと、診療所に通院する患者が少なくなるという悪循環になっているのではないかと思います。そこには、八千代町に医療機関が少ないという実態が底辺にあります。八千代町住民が、町外町内の医療機関に受診した利用実態について、地域別件数や症例ごとに把握してあるのかどうか。また、八千代診療所の利用実態はどのように推移してきたのか、福祉保健課長に伺います。

一方、利用しづらいと言われている八千代診療所でも、これからは存在価値が高まると思います。その理由は、高齢化がさらに進む中で、八千代町住民の65歳以上の高齢化率は26.3%になっております。高齢者にとって遠い医療機関に通院するのは、交通弱者になりやすい点で大変厳しい面があります。八千代診療所は、在宅医療、訪問看護ステーションなど地域医療の中核として期待されるからです。

本年6月に西南医療センターの看護部長にお会いする機会がありました。八千代町診療所と西南医療センターとの連携体制の構築について、実態をお伺いしました。そのとき看護部長より、八千代町から診療所開設を強く要請され、医師やレントゲン技師も無理して派遣しているが、利用患者がいない日も多い。町でも患者数をふやす努力をしてほしいと強く要請されました。一方、訪問看護については、今後取り組む意向を示されました。もちろん多くの住民に診療所を利用していただきたいですが、住民がどこの医療機関に受診するのかは単純に要請できないこともあります。医療機関と行政機関では役割が違います。お互い連携する必要があると思います。八千代町の医療環境の整備や、八千代診療所の利用促進や診療時間の延長等について、どのような取り組みをしているのか、福祉保健課長に伺います。

また、診療所の存続については、現町長のときまでという話も聞きますが、今後診療所存続と地域医療体制についてどのように考えているのか、町長にお伺いします。

次に、茨城県の県地域医療構想案がまとまったことが11月16日付新聞報道されました。それに関連して質問します。報道の主な内容は、2025年、平成37年になりますが、県内の入院ベッド数が約2割減になるとしています。これは、社会保障費を抑制するため、軽度な入院患者は自宅や介護施設の療養を促す国の方針を受けたものです。県では、団塊の世代、現在65歳になりますけれども、75歳以上になる2025年の医療需要と必要ベッ

ド数を推計し、施策の方向性をまとめたとしています。県全体では、2013年のベッド数2万6,984床が2万1,755床に減少。13年比で19.4%減になると言われています。八千代町は、筑西・下妻の医療地域に組み込まれています。その中で県内では鹿行区域に次いで減少幅が大きく、13年比で36.1%減というふうになっております。

この構想案を見てみますと、医療機能ごとに高度急性期から在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供する回復期や、長期の療養が必要な慢性機能入院患者の一部を在宅医療や介護へ移行させることを想定しています。しかし、県内では在宅医療や介護の拠点整備は全国的に見てもおこなわれていると指摘されています。そのような受け皿の充実が前提になっているにもかかわらず、現状では課題が多いとしています。

入院ベッド数が制限されることで、今後八千代町ではどのような影響が出るかを考えました。まず、病院から自宅や介護施設での療養になります。その場合、子どもや家族に負担がかかることとなります。症状や高齢化の度合いにもよりますが、現実には難しい選択を迫られる人が多いのではないかと思います。一方では、受け皿が未整備のため、行き場を失ってしまう患者がふえると考えられます。さらに、八千代町の医療課題で申し上げますと、高度急性期治療が必要になった場合の医療機関がありません。現在茨城県の疾患別死亡率の中でがんに次いで上位を占める心疾患、脳血管疾患に対する医療行政が貧弱なことです。急性期疾患になった場合、30分から1時間以内に医療機関に搬送されれば救命率が高くなると言われております。しかし、八千代町の現状は、急性期疾患に対応できる近隣の医療機関は、西南医療センターもしくは筑波大学附属病院及びその周辺の医療機関しかありません。搬送に時間がかかるため、助かる命も助からない状況にあります。また、それだけでなく、2次医療機関以上との連携体制が進んでいないことで、救急車が搬送したくても受け入れ病院先が決まらず、出発に時間がかかることが指摘されています。こういった医療機関との連携問題に対し、八千代町ではどのように取り組んでいるのでしょうか。また、今後より円滑に救急医療体制を整えるために計画はあるのでしょうか、福祉保健課長に伺います。

続いて、地域医療の予防、在宅遠隔医療について提案します。前にも述べましたように、高齢化の波が八千代町にもあらわれてきています。さらに、ひとり暮らし世帯、2人世帯の増加が顕著になってきていることは統計上にもあらわれています。そういった医療や生活環境面の変化に対応するために、ICT、情報通信技術といいますけれども、それを活用した新しい遠隔医療体制の整備を提案します。それはどのようなものかとい

いますと、患者である住民が在宅のままタブレットの画面を見ながら医師と健康相談ができるものです。実際に八千代町でも実証実験をやっていただきました。その取り組み方法は、1日目は在宅のまま心電図のデータをとるため、胸に小さい器具をつけます。ホルタ心電図検査といいますけれども、それを張りつけるだけです。看護師が立ち会いの上、説明を加えても10分くらいで簡単に済みます。これで24時間張りつけた器具から、ICTで医師のもとにデータが送信され、解析されます。そして、一、二日後に医師とテレビ電話の画面を見ながら健康相談を受けられるという仕組みです。問診や視診、聴診もできます。ぜひ住民の方にも参加していただけることを願っております。

これから高齢化で医療機関に通院が難しい方が、在宅のまま健康相談できる上で朗報だと思います。また、糖尿病、高血圧など生活習慣病の方は、脳梗塞など脳血管疾患になりやすいと言われます。寝たきりになりやすく、そのことが医療費高騰を招き、自治体の医療費を圧迫すると言われていています。予防にも力を入れることで医療費を抑制できることは、データ上でも証明されていると言われております。今から準備を急ぐ必要があると考えます。

一方、まだ課題もあります。触診ができないこと。医師法第20条の対面診療の原則の問題等、普及はまだ進んでおりませんが、このような地域医療の予防、在宅遠隔医療システムの整備を図るべきだと考えます。国や県の理解も進んできています。遠隔医療に対する新たな国の取り組みとして、経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針2015ですが、2015年6月30日に閣議決定がされております。その内容を引用しますと、医療等分野のICT化の推進等、医療資源を効果的、効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化、標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組むとともに、医療看護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や、民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、医療等分野のICT化を強力に推進するとしています。また、本年9月の茨城県議会の知事答弁でも、遠隔医療について推進することが確認されております。八千代町でも遠隔医療について推進すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

次に、現在の介護医療費の状況や今後の医療費財政の見通しも含めてどのように考えているのか、企画財政課長に質問します。八千代町では、高齢化率の上昇に加え、団塊の世代の人数、平成27年1月現在ですけれども、65歳から69歳で1,667人、人口比7.2%、

60歳から64歳で1,907人、人口比で見ますと8.6%、55歳から59歳で1,714人、人口比で申し上げますと7.4%となっております。

世代間町人口比でも突出しております。これらの世代が高齢化したときの問題が2025年問題と言われております。現在65歳という団塊の世代が、5年後になると70歳、そのころになりますと健康状態に個人差が出てきます。健康な人は長生きになる一方、病弱な人がふえる傾向になります。そういった社会情勢により、今後介護医療費の高騰が自治体財政を圧迫すると言われております。

そこで、医療費抑制を補完する意味で、先ほど申し上げました遠隔医療を八千代町でも導入すべきと考えます。どのような方針、施策を考えているのか、企画財政課長に伺います。

最後になりますが、発達障害児への助成と福祉政策について、福祉保健課長に伺います。先日、ステップの会という発達障害児を持つ保護者の役員の方たちとお会いしました。ステップの会では、保護者間の情報交換や会の方針を決めるなど、会員間の話し合いの場を設定しています。そういった会を運営するための活動は、会費を徴収して対応しているそうです。しかし、多くの人に自分たちの活動を知ってもらう会報をつくる場合でも、資金がない状態です。何とかならないでしょうかと訴えています。そこで、こういった活動費について補助をしていくべきではないかと考えます。2万円くらいを予定しているそうです。予算化に向けた明確な答弁をお願いします。

2点目は、福祉政策について伺います。まず、障害児の人数、障害別人数をお聞かせください。また、社会福祉保健師の人数を教えてくださいと思います。

先ほどのステップの会の要望としては、現在の療育の日程だけでなく、回数をふやすことで効果が見込めると言っております。さらに、充実した予算化が必要と考えます。今後の計画はあるのか、質問します。

次に、現在小学生の障害児を持つ保護者の方からは、中学生からデイサービスに預けられる施設がある。障害者施設に預けられないか、他の自治体ではやっている。八千代町には住み続けたいので、他の自治体並みに福祉を充実させてほしいという要望がありました。この件についてもどのように対策を考えているのか、伺います。

住みよいまちづくりのためにも、今後の八千代町の福祉政策を充実することを要望して、質問を終わります。再質問しませんので、明確な答弁をお願いします。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 議席1番、増田光利議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

1、八千代診療所利用実態の報告と今後の診療所位置づけについてでございますが、初めに(1)、八千代診療所利用実態につきまして、(2)、八千代町の住民が町内外の医療機関に受診した利用実態について、①、地域別件数や症例ごとの報告、②、八千代町の医療環境の整備や八千代診療所の利用促進施策についてお答えを申し上げます。

八千代診療所の利用実態につきましては、毎月町への診療状況の報告がございます。細かくなりますけれども、平成23年度から申し上げますと、診療日数が223日、患者数が1万1,371人、1日平均51人でございます。平成24年度は、診療日数220日、患者数が1万761人、1日平均49人。平成25年度は、診療日数が220日、患者数が1万574人、1日平均48人でございます。平成26年度におきましては、診療日数218日、患者数が1万644人、1日平均49人。平成27年度は、診療日数176日、患者数が6,120人、1日平均35人でございます。なお、平成28年度は11月まででございますけれども、診療日数が138日、患者数が4,597人、1日平均33人でございます。平成27年度につきましては、診療時間等の縮小もございまして、診療日数、患者数ともに減少してございます。全体的な傾向といたしましては、若干の減少傾向にございます。なお、今後議員ご指摘の診療時間の延長等も現在要請はしてございますけれども、引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

次に、八千代町の住民が町内外の医療機関に受診した利用実態についてでございますが、地域別件数や症例ごとの報告でございますけれども、詳しいデータがございませんので、国民健康保険に限りまして平成27年度のデータで報告をさせていただきます。初めに、1人当たりの医療費でございますが、1人当たりの医療費は1万9,019円、順位で申しますと県内44位、一番低い水準でございます。疾病に対します医療費の割合で申し上げますと、最も多いのががんで16.8%、次いで筋・骨格が15.6%、精神が14.7%、高血圧13.3%、糖尿病12.5%、以下慢性腎不全、脂質異常症などとなっております。

次に、八千代町の医療環境の整備や八千代診療所の利用促進施策についてでございますが、利用機関の数、そして医師の数については、八千代町を含めまして茨城県全体が全国の水準を下回っている状況にございます。こうした課題に対しましては、単独の自治体では解決することは非常に困難でありますことから、県や近隣市町、医師会などと連携して整備を推進していかなければならないと考えております。貴重な医療資源であ

ります八千代診療所についても、現在の診療体制の中でどんなことができるのか、町としても利用の促進について考えていかなければなりません。

このような中、9月議会の行政諸般事項報告でも申し上げましたように、今般茨城西南医療センター病院からの要請を受けまして、院外薬局を現在の診療所の玄関先に建設する運びとなっており、来年度開設される予定となっております。建設費用は全て西南医療センターの病院側で賄われますが、今後院外薬局での薬の相談等、院内ではなかったサービスの向上も期待されるところでございます。また、超高齢社会を迎え、ニーズが高まると予想されております在宅医療もその一つでございますけれども、その試みといたしまして、本年11月から月1回、半日程度、八千代診療所の医師による訪問診療を実施しています。また、看護師が在宅医療の手助けをいたします訪問看護ステーションの設置なども検討中でございます。

次に、診療所の存続と地域医療体制についてでございますけれども、先ほども申し上げますとおり、診療所につきましては町の貴重な医療資源でございます。これからも町民の皆さんが安心して受診できるような診療体制の構築や環境の整備などに協力してまいりたいと考えてございます。地域医療体制についても、先ほど述べました医療環境の整備と重複する点もございますが、今後も県や近隣市町、医師会など関係団体等と連携、調整を図りつつ、一体となって地域医療体制の構築に努めてまいります。

次に、2の2次医療機関との連携に対する取り組みについてでございますけれども、初めに（1）、救急車の搬送体制の実態についてでございますけれども、119番通報による救急要請につきましては、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部が対応しております。救急要請に伴います一連の対応といたしましては、119番通報による現場到着後、氏名や年齢、一番つらい症状などの確認や状況聴取を行い、担架等によりまして救急車内に収容、その後血圧や心電図、体温等の測定を行い、病態やかかりつけ等を考慮しまして病院との連絡を行いまして、搬送という流れになっているとこのことでございます。そうした一連の対応に当たりまして患者の容体を第一に考え、最善の努力をしているとこのことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。今後も西南医療消防と連携を密にしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、救急要求された現場から病院への搬送開始までの所要時間につきましては、平成28年1月から11月までのデータとなりますが、搬送件数753件中、20分以内が615件で、全体の約82%となっております。

次に、(2)、2次医療機関との連携についてでございますが、茨城県保健医療計画では、2次保健医療圏は、議員おっしゃいますとおり、筑西・下妻保健医療圏に設置されておりますけれども、医療機能の特性や医療資源の有無などを踏まえ、2次保健医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定、運用がなされています。初期の救急医療圏につきましては、在宅当番医制の下妻市夜間応急診療所が開設されております。2次救急医療機関につきましては、下妻市及び八千代町におきましては古河・坂東保健医療圏域にある茨城西南地域として、5つの病院が輪番制を実施しているところでございます。

また、急性期医療体制につきましては、重篤な患者への対応など高次医療機能として、栃木県の自治医科大学附属病院や隣接医療圏の高次医療機関であります筑波大学附属病院、そして筑波メディカルセンター病院などと連携を強化して対応している状況でございます。2次医療救急体制につきましては、引き続き現在の輪番制を維持しながら、急性期医療機能の対応範囲の拡大など、県や隣接市町、医師会、関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4番の発達障害児への助成と福祉政策についてでございますが、(1)、障害児親の会活動費の助成についてでございますが、12月1日現在、25名の方が障害者手帳の交付を受けているところでございます。障害児に対します助成制度につきましては、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法により自立支援給付と地域生活支援事業の中で助成を行っております。具体的には、各種サービスを利用したときの費用のうち9割を給付しまして、残り1割を利用者が負担することになります。

また、各種手当としまして、特別児童扶養手当は障害のある20歳未満の児童を在宅で養育している場合に、障害の程度に応じまして月額で1級が5万1,500円、2級で3万4,300円が支給されます。障害児福祉手当は、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の20歳未満の障害児に対して、月額で1万4,600円が支給されます。在宅心身障害児福祉手当につきましては、障害者手帳1級から3級程度で在宅の20歳未満の障害児を養育している場合に、障害の程度に応じて月額で1級が3,000円、2級で1,500円が支給されます。ただし、障害児福祉手当を受給している方には支給はされません。

また、障害児親の会への活動の助成につきましては、特別な支援を要する子を持つ親の会、先ほどございましたステップの会への直接的な補助金は出しておりませんけれど

も、ステップの会で実施しております障害児への療育に際し、個別指導及び集団指導時の講師謝礼を負担する形で助成をしてございます。今後も引き続きこのような形で予算計上を考えておりますが、このほかにも事務的な経費につきまして、要望に応じましてできるものにつきましては予算の範囲内で支給してまいりたいと考えてございます。

次に、(2)、福祉政策についてでございますが、発達障害児の対応につきましては、現在保健センターにおきまして3、4カ月時健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科検診、3歳児健診時の様子を観察し、1歳、2歳児の「ことばと遊び教室」、3歳児の「親支援教室」や発達相談会の「すくすくクラブ」を実施しまして、臨床発達心理士と保健師が相談を受けているところでございます。相談内容によりまして、療育が必要と思われるような場合は、医療機関での専門外来や療育機関への受診などを勧めているところでございます。

また、先ほど議員ございました社会福祉士の数につきましては、現在八千代町では3名の職員がその資格を有してございます。発達障害の早期支援につきましては、療育や就学、各種の福祉サービスの活用に向けまして、個別の継続的・総合的な支援計画等、障害児を対象といたします療育・教育機関と連携をいたしまして、相談体制の充実を図ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 議席1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

在宅のままの病気予防の観点からのご提案というものでありますが、現在の介護、医療費の状況及び今後の医療費財政の見通しについての2点ということになるかと思っております。まず、現在の医療費の状況につきまして、過去3年間の一般会計から国保特別会計への繰出金の中で療養諸費分、いわゆる医療費の補填の額を使ってご説明させていただきたいと思っております。平成25年度は1億273万6,000円で、対前年度比8.0%の減、26年度は1億2,686万5,000円で23.5%の増、27年度は1億6,537万8,000円で30.4%の増、28年度は見込みになりますが、2億4,763万3,000円で49.7%の増であります。一般会計に占める割合はそれぞれ1.4%、1.6%、2.1%、3.0%と、年々増加傾向にございます。

介護の状況につきましては、同様に過去3年間の一般会計から介護保険特別会計の繰

出金の中で、給付費や地域支援事業費等にかかわるものを使ってご説明させていただきます。平成25年度は1億8,099万4,000円で、対前年度比2.6%増、26年度は1億8,822万6,000円で4%の増、27年度は1億8,666万2,000円で0.8%の増、28年度は見込みになりますが、1億9,360万8,000円で3.7%の増であります。一般会計中に占める割合は、それぞれ2.4%、2.3%、2.4%、2.3%と、こちらも微増であります。増加傾向にございます。

そして、今後の医療費につきましては、全国的に医療技術の高度化、肝炎やがん治療のための高額薬剤の影響等により、右肩上がりで見込まれることが見込まれております。そして、その抑制というものが国家的な課題となっているわけであり、当町では、疾病の早期発見、早期予防を目的とした特定健診や特定保健指導の症例、人間ドック受診料の助成、食生活健康教室の開催などのほか、保健センターを拠点とした各種保健事業の実施により、町民の健康増進及び医療費の抑制を図っているところでございます。介護につきましても、保険給付費ベースでいきますと、平成18年度と平成27年度を比較いたしますと50.1%の伸びになってございます。高齢化のさらなる進展、施設やサービス体制の拡充等により、今後も給付費は伸び続けることが見込まれ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの段階的な構築が求められているところでございます。

2点目の医療費財政の見通しについてでございますが、医療費につきましては長期的に見ますと増加傾向にございます。これに対して平成27年度の国保税収は、ピーク時の平成17年度の11億653万円と比較しますと、2億2,412万7,000円の減、8億8,240万3,000円となっております。その要因としましては、後期高齢者医療制度の創設や人口減少による被保険者数の減少のほか、所得割の軽減対象者が全体の半数を占めるなど、所得の減少が挙げられます。収入の減少に対して支出が増大しているため、財源確保対策の一環として平成27年度から町税の特別滞納整理の対象に国保税を新たに加え、職員一丸となって財政確保に努めているところでございます。

増田議員ご指摘の地域医療の予防、ICTを取り入れた在宅遠隔医療システムの導入についてでございますが、医療費の抑制という健全な医療行政運営の鍵を握る取り組みであり、その取り組むべき方策はいずれにしましても戸別訪問など、これは多様にあるわけでございますが、今後慎重に検討し、医療計画と総合計画との関連性であります八千代町民として、健康で長生きできるまちづくりを目指す上で地域ぐるみの病気予防という

問題に努力する必要があると思われます。そのためにも専門家の意見を聞く、先進事例の研究などを分析する、このような取り組みが今後重要になってくるかと思えます。

平成30年には、国保の事業主体が県に移行し、財政基盤の強化が図られる予定ですが、医療財政は全国の自治体にとって最大の悩み事でございます。その解決方法である予防という大きな取り組みについて、国の骨太の方針や県の動向に注目しながら、導入等の検討を進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、八千代診療所利用実態の報告と今後の診療所の位置づけについては、現在の介護医療費の状況及び今後の医療費財政の見通しにつきましては、それぞれ担当課長がお答えしたとおりでございます。医療機関の数や医師の数においては、八千代町を含めまして茨城県全体が国の水準を下回っている状況であります。こうした中で、貴重な医療資源であります八千代診療所につきましては、今後とも健全な運営を図られますよう引き続き支援をしてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、地域医療の予防、在宅、遠隔医療システムの導入につきましては、私も就任当初から健康長寿のまちづくりを施策の重要な柱と位置づけ、医療機関との整備と確保に努めてまいりました。同時に高齢化の進展をかんがみ、日常的に通院が困難な高齢者や障害者の通院手段を確保するため、医療機関巡回バスを運行しております。さらに、現在西南医療センターとの間では訪問医療事業の実施について検討を進めているところであります。交通弱者である患者の重篤化に歯どめをかけ、町民の健康改善並びに医療費の抑制につなげてまいり所存でございます。

一方、近年情報通信技術の開発・普及は目をみはるものがあり、医療費の現場においても、これを積極的に活用する動きがあります。国では、離島や僻地など医療の確保が困難な地域に対し、情報通信技術を活用して治療や健康管理を行う遠隔医療システムを推進しております。増田議員おっしゃるとおり、遠隔医療は在宅のまま医師と面談し、日常的に受診活動をすることにより、疾病予防の観点から住民の健康管理や改善・増進が期待され、併せて患者や家族の通院負担の軽減にも役立つものであり、ふえ続けてい

る医療費の抑制、適正化に有効な手段であります。

一般会計からの国保特別会計への繰り出しは限界に達し、医療財政の立て直しは緊急の課題でありますので、医療費の抑制に向けて事業の優先順位を見きわめ、調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。

この質問に入らせていただく前に、私の発言時間が60分となっております中で、課長は6名、そしてそのうち重複答弁をする課長もおりますが、通告書どおりに大きく分けると5項目、そしてそれを細分化すると12項目というふうな形になるわけです。再々質問をすることまで考えますと、私の発言時間は半分とした場合に換算すると、執行部は7名、3回することを想定した場合は1人当たり1分ちょっとの時間しかないため、答弁は簡潔明瞭にさせていただきまして、私の質問に対しての答弁のみというふうな形をお願いをしたいというふうに思います。多少大変かというふうにも思いますが、部制度導入を4月1日から検討している段階でございますので、一問一答式というふうなシミュレーションも兼ねまして、そして意識をさせていただきまして、答弁には原稿を用意されている執行部等もおられるかと思いますが、質問内容をよく聞いていただきまして、原稿を読む形ではなく、答弁という意識をきちんと持っていただきまして、配慮して答弁を願いたいというふうに思っております。

それでは、5項目について、順序に従いまして一般質問に入らせていただきます。まず、来年度予算についてであります。議会だより発行予算についてでございます。当町は、町の広報の中に議会だよりが組み込まれているのが現状であります。近隣市町村で議会だよりがないのは当町ぐらいでありまして、町民からも議会だよりが単独であれば、議員のさまざまな活動、さまざまなことがよりよくわかるのではないかというふうな形で、あるといいなというふうなことを言われてきました。そういった中で、多くの町民の声をもとに、先日の議会だより単独発行に向けて、議会だより編集委員となる議長、

議会運営委員長、総務委員長、教民委員長、産業建設委員長の協力をいただきまして、そして私の6名というふうな形で、全会一致で予算を求めた要望書を11月に町長に提出をいたしました。また、先月に当たる研修先での町議会では、議会だより発行予算で約100万円くらいとのことでしたので、来年4月から実施をしていくことを踏まえて予算をお願いしたいというふうに思います。

まず、町長にお伺いいたします。予算についてどういうふうにお考えか。また、金額的なものはどのくらいを見込んでいるのか。議会事務局長におかれましては、概要説明というような形になるかと思しますので、簡潔をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、障害者・障害児ステップの会の補助金について伺います。この質問は、2年前に2回にわたり質問をしております。また先ほど前質問者の増田議員と同様の質問になるかと思うのですが、私はきょうステップの会の皆様も傍聴に来られておられますので、ステップの会の皆さんに補助金を出していただきたいという観点から、予算と補助金について福祉保健課長にお伺いをいたします。

本年度の予算は45万6,000円となっておりますが、前年度の46万8,000円にきちっと戻していただけるかどうかというふうなところと、あとこのステップの会が福祉団体としての補助金を、先ほど増田議員のほうからは2万円というふうな形がありましたが、きのうちょっと話をした中では3万円というふうな形でありましたので、活動費といたしまして自費の出費が約6万円ぐらいというふうな形になっておりますので、その半分の3万円を配布して補助していただきたいというふうなことが要望でございます。もしくは、経費としてかかる事務的な事務費または活動費として認められるものを補助していただけるのかどうかというふうなことを、先ほど増田議員の答弁の中では、福祉保健課長の中ではその予算組みというふうな形で答弁があったかと思うのですが、この補助金というふうな形は今後検討していくのかということも含めて、この事務費をきちんと出していただけるのか、そして予算をきちんと戻していただけるのか、それをお伺いいたします。

続きまして、町活性化定住促進プロモーション作成予算であります。産業振興課長にお伺いをいたします。これは、宮崎県小林市定住促進プロモーションが全国で今大きな、かなりの話題を呼んでおります。また、県内でも同じような取り組みをしている自治体もあります。そこで、当町におかれまして、今ネット媒体の配信はかなり効果的であり、プロモーションは非常に重要かと思えます。そういった取り組みについてどのように考

えているのか、簡潔に答弁を願います。町長には、こういったプロモーションを見たことがあるのかないのか、そこだけで結構でございます。

次に、第2項目めに入らせていただきます。八千代町将来ビジョンに関しまして。秘書課長にまずお伺いをいたします。八千代町は、きょう一般質問をした中でも、いろんなほかの他議員さんのほうからでも部制度のお話なども出ましたが、まず部制度でございますが、町民からは八千代町役所の全体の対応についてさまざまな不安の声があり、また部制度に関しまして秘書公室は業務内容が全く変わらず、課長等の給料等が上がるだけのような仕組みは必要ないとの町民の声があるわけですが、私としても業務内容が変わらず、秘書公室を設ける必要性というのはどこにあるのか、疑問に思っているところでもあります。その点につきまして、秘書課長にその部制度にして、秘書公室を設ける必要性はどうして設けるのかということを簡潔に答弁願いたいというふうに思います。

続きまして、副町長の必要性です。副町長が3月に退職以来、9カ月がたつわけであり、副町長の給料は非常に高額でありまして、特に目立つ問題がなく、9カ月が経過しているわけであり、副町長を置かずに、その分の予算を福祉や教育に回してほしいとの町民の声があります。

そこで、町長にお伺いをいたします。副町長を置く必要性、それをわかりやすく、そしてもし仮に置くのであれば、今年いっぱいというような形で町長、前に答弁されていると思うのですが、この現段階のもう12月でもしそれを想定しているのであれば、それは当然候補者、適任者が、候補というのが上がっているのは、これは当たり前のことだと思うので、それはもしいるのであれば、この場で誰なのか、きちんとわかるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、企業誘致の成果についてでございます。企画財政課長にお伺いをいたします。過去5年間の経過を見ますと、企業誘致に取り組むと町長を初め執行部は答弁をしてみました。私もこのことに対して、またほかの議員さんもこの企業誘致、そしてきょう、また先輩議員、水垣議員のほうで企業誘致の鏡ヶ池ゴルフ場跡地のことに関してちょっとさわった部分がありますが、現段階では私は企業が来ていないというふうなのが現状であるというふうに思っています。

そこで、確認のためにお伺いします。過去5年間で企業は当町に来たのか来ていないのか、そこを簡潔に、概要は聞きませんので、企画財政課長に伺います。

それと、1点、ちょっと戻ってしまうのですが、企画財政課長に、この間境町の部制

度の導入に当たりまして、みんなこの湯本委員長がこの部制度導入の研修に当たりまして、筆頭にみんな議員で行ったわけですが、課長が来られなかった理由というのはどういったことなのかなというふうなことを1点お願いいたします。

次に、農産物のブランド化の成果についてお伺いいたします。町長に伺います。6次産業化に伴い、以前も質問をしてきましたが、現在は白菜メンチカツとキムチ鍋プロジェクトが当町の取り組みの現状であります。同県である銚田市はメロンサミットなど、メロンのブランド化に成功している自治体がある中で、現段階では農産物がブランド化が図られているというふうには言えません。

そこで、質問いたします。農産物のブランド化の成果について、簡潔に答弁をお願いします。なお、産業振興課長には概要となると思いますので、簡潔にお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、憩遊館についてであります。この問題は、憩遊館、さまざまな予算を年々とってきて、町の公共施設というふうな形の中でいろんな認識を持たれている方がいらっしやるというふうに思うのですが、憩遊館の入館者数というのは昨年よりも減少をしているわけであります。これは、常総市におかれましては災害等とかもあるとは思いますが、それ以上にその要因は町長のこのわいせつ事件のことにあると、多くの町民が言っております。このままでは、さらに入館者が激減するのではないかというふうな不安も上がってきているわけであります。

そこで、きょうちょっとお見えになられているようなので、憩遊館の理事がお見えでございますので、私としては理事が一生懸命頑張ってください、憩遊館の入館者というのがふえることを願っているわけであります。ただし、町長、町長が理事長というふうな立場であるわけです。そして、先ほど大久保先輩議員のほうからありましたけれども、また結局政治、強制わいせつの関係で告発というか、告訴とかされているというふうな形の段階でその捜査を見守ると。そういった段階での形で町長が理事長をやっているということは、みずから起こした行為により、これイメージダウン。また、入館者等々に影響を与えていることに対して、理事長はまずやめるべきというふうな声はかなり聞こえてきますが、理事長をやめるお考え、また逆に言うと、やっている意義ということをご答弁願います。産業建設課長におかれましては、昨年と比べての現状の概要を簡潔にお願いいたします。

続きまして、八千代大使に関しましてであります。産業振興課より9月に八千代観光

大使の立案があり、八千代町出身のお笑い芸人の一番星さん、そしてまためろんちゃんですか、このお二方が観光大使に任命、1年間任命というふうな形でなったわけですが、この取り組みに対しては非常によい試みだなというふうな、非常にコストがかからないで、この八千代町をPRすると、そういった意味で非常に効果的だと、よい取り組みだと私は思っているところであります。

全国には、観光大使のほかに大使という形で外交等をやられている自治体もあります。これが観光大使でなく、例えば八千代大使になった場合、大使にはスポーツ選手だったり、芸能人だったり、そこの近隣市町村の議員が務めるなど、さまざまな形で大使がいたりするわけです。これは、あくまで私の立案でございまして、本人にはちょっと耳障りなところでお話をさせていただいたのですが、決してご了承いただいているわけではございませんので、あくまで立案でございまして。来年で八千代町議会議員生活50周年を迎えられる湯本議員、非常に八千代町のイメージアップになると私は思います。全国で過去に19名しかいなかったわけでありまして。19名という人数がこの50年というものを超えて議員生活できた人は、たしか平成15年からで19名、そして現職の議員で今現在でそういった全国で町村議会関係であるのは、現職でやられているのは、正式に言うと1名という形になっていると思います。また、県内では今までこの19名の中にも一人もいないというふうな、県内初というふうな部分も含めて、非常によいのかなというふうに思うのですが、町長のご見解を、これは大使に対してどういうふうにお考えなのかというふうな部分を含めて、ちょっとご見解をお願いいたしたいというふうに思います。

続きまして、3項目めの工事代金の不当な支払い体制について伺います。これは、業者への個人の税金の兼ね合いで、町発注の工事代金が不当な支払いがあり、業者が下請企業より損害と説明を求められているという非常に迷惑な話を聞いております。また、ほか業者から不安の声も寄せられております。本来平成26年12月5日支払いの予定代金509万7,600円が、翌年1月30日まで支払われなかったということを知っております。

そこで、町長と税務課長に伺います。町発注の工事代金は税金の兼ね合いで支払われなかったということに対して、説明を簡潔にお願いいたします。町長に対しましては、どうして支払われなかったのか、そしてどういった指導を、同時の税務課長、今の企画財政の野村課長だと思われるのですが、どのようにご指導したのか、お伺いをいたします。

次に、4項目めの個人情報保護守秘義務違反について伺います。この質問は、1年半

にわたり、かなりの頻度でしてきた質問であります。先ほどの大久保敏夫議員が質問をされましたけれども、大久保敏夫議員の個人情報不正に町長みずから漏れいさせた問題で、新聞にも取り上げられるなどの、町長だけではなく、役場全体の大きな不信につながる重要かつ犯罪になる可能性がある問題だというふうに思われます。

町長、いいですか。私は、この平成26年12月8日に町長室にて、私は自分の用件で町長と公務時間にお話をしました。そのときに私が聞いてもいないのに、べらべらと大久保敏夫議員の税金の情報をみずから、町長みずから話をしてきたわけであります。私は、この議場にて真実を申し上げ、前定例会にて町長としてこれはあるまじき行為。そういったふうに考え、辞職勧告案に賛同をいたしました。

そこで、町長にお伺いいたします。先ほどもありましたけれども、大久保敏夫議員は告訴することを、告訴しますと、町長はへらへらと笑って、勝手にしろみたいな答弁でしたけれども、これ町長がうそをついているのか、逆に言うと私がうそをついているのか、重要な問題なのです。まずお伺いしますけれども、どうして虚偽の答弁をされるのか、伺います。

また、大久保敏夫議員のほうからありましたように、各課長、また職員の中で犠牲者が出るなんていうお話がありましたけれども、そういった際にも町長はどのようなご指導をしてきたのかということも含めてお伺いいたします。

そして、最後になります。常陽銀行八千代支店の駐車場で発生した事件についてお伺いいたします。これは、先月11月5日土曜日に町長と私は偶然、銀行で会った際に起きた事件であります。町長と会話しているときに、運転席のドアが開いたままの状態です。町長が車両を動かし、前進、後退をさせ、繰り返した際に、私がけがをしたにもかかわらず、その場を立ち去った事件であり、現在刑事課にて捜査をしている段階であると私は聞いております。

事件現場には、偶然にも町内在住の人望のある方が目撃をしておりました。目撃者として事情聴取を受けたというふうに聞いております。私が、ドアを開いたまま車両を運転した町長の車でけがをしてしまい、その動いているドアを私が右手で閉めたわけです。目撃者は、町長が初めにとめていた場所を前進で常陽銀行側に駐車していることを確認した上で、歴史資料館側の、道路側の違う位置で開いたドアの車両を見ております。町民からこの事件に対し、本当のことですかというふうな形で言われます。私は、うそはつけませんから、聞かれた際には、こういうことがありましたというふうな形で答えて

いるというふうな形であります。大久保議員のほうにも言われたことに関しましては、こういう事実がありましたよといった形で説明をさせていただいております。

ちなみに、先ほど大久保先輩の答弁の中で秘書課長の答弁がありましたけれども、事実と全く異なった、私はまず秘書課長に5日にその事件があつて、6日の自分の行政区の役割が、この事件があつたためにできなくて、そして7日の日に東中の竣工式がありまして、8日の日に戦没者追悼式があつたわけです。秘書課長に8日の戦没者追悼式のときにお伺いしたときに、きのうの朝知りましたと、7日の朝に知りましたと私は聞いたのです。なおかつこの事件に対して、警察以外の人は誰も来ていません。私が行っていることは、秘書課では言っていないのでしょうか。私は、この議会だよりの要望書を持って秘書課にお伺いしているのです。それは、たまたま秘書課長はいなかったけれども、ほかの秘書課の人は全員いましたよ。その辺ちょっと違うので、私は秘書課長に答弁を求めませんけれども、ちゃんときちんと認識していただきたいというふうに思います。

そして、町長に質問します。1点目として、町長はドアをあけたまま車両を動かす行為、それが正当な運転マナーだというふうに思っているのでしょうか。

2点目として、警察に寄っていくと自分みずから言ったわけでありまして、先ほど大久保議員の答弁の中では、事が大きくなるかと思つて、そうしたら町長、私にそういうふうに警察に寄っていくというふうな言葉は冷やかして言ったものなのですか。そういったことを含めて、けがをした際、現場を放棄して立ち去った行為をどのように考えているのか、きちんとわかるように。私は、町民の説明というふうな観点から質問しているのでありますので、そこを十二分にわかっていただきまして、答弁に答えていただければというふうに思っております。

きょうの一般質問の傍聴者の中から、全く質問に対して答弁していない、わかりにくい、ただ文章を読んでいるだけ、ほかの議会みたいに一問一答にすればいい、不満の声が多々上がっておりますので、担当課長におかれましてはとにかく概要は簡潔に、そして町長には質問に対して聞いていることだけ。わからなければ、時間をとめて私がいいますので、議長に。きちんと答弁漏れがないように。そして、答弁をしていただきたいというふうに思います。無駄な時間がないように、最初の質問は執行部が6人、そして町長を含めて7人になると思いますので、今36分になりますので、再々質問等考えておりますので、10分ぐらいの間に全部終わるような形でとりあえず1回目の質問を終わら

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 議会事務局長。

（議会事務局長 秋葉松男君登壇）

議会事務局長（秋葉松男君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

質問は、議会だよりの単独発行に伴う予算の増額についてであります。議会だよりは、平成17年度までは単独で発行しておりましたが、八千代町行財政集中改革プランの取り組みの一環として、広報やちよ、議会だより、農業委員会だよりの3紙を統合しまして、記事内容の厳選、充実を図る目的で平成17年度12月定例会時の議会だより編集委員会で、翌平成18年度からの合併発行が決定されまして、現在に至っております。行財政改革の目標を達成するために、合併発行当初の平成18年度は議会だよりのページ数は、掲載記事を厳選しまして2ページでありましたが、平成21年度からは4ページとなりまして、さらに翌25年度から今年度、平成28年度にかけまして6ページから8ページへと徐々にページ数をふやしてまいりました。議会だよりの内容充実を図るために鋭意努力しているところであります。来年度の予算要求に当たりましては、議会だより編集委員会で編集方法の根本的な見直しも含めまして、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 青木喜栄君登壇）

福祉保健課長（青木喜栄君） 議席2番、国府田利明議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、障害者・障害児ステップの会についての予算ということでございます。平成27年度に当時ステップの会のほうで開始いたしました障害児への療育に対しての講師謝礼を、町の一般会計におきまして予算化を図ったところでございます。28年度は、集団指導についての単価を若干減額したこともあり、予算額が多少減額となっておりますけれども、実績を鑑みての金額であり、決して少ない予算取りではないことをご理解願えたらと思います。

また、ステップの会への補助金の要望でございますが、町単独補助金につきましては行政改革によりまして縮小傾向にありますので、補助金という手段ではなく、その部分の費用は必要に応じまして講師等の謝礼の報償費や、その他事務的な経費、いわゆる消

耗品、そしてまた印刷製本費等でその都度予算の範囲内で支援をしていくようなことは可能かと考えてございます。今後状況に応じまして前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 渡辺孝志君登壇）

産業振興課長（渡辺孝志君） それでは、議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

ちょっと私のほうは4項目ございますので、若干時間をいただければと思います。

まず、町活性化映像プロモーションの作成についてでございますけれども、当町のPR映像の整備につきましては、町のイメージを大きくアップさせることができる観光PR映像を昨年度、地方創生関連の交付金を活用いたしまして、まずは作成いたしました。また、今年度はより一層のイメージアップ及び知名度を図るために、町観光大使が案内します観光映像を交付金を活用して作成する予定であります。国府田議員さんご提案の映像によるプロモーションでございますけれども、県内だけでなく、全国に町の魅力や情報を発信できるものとしまして、町活性化、定住促進には非常に有効な手段の一つかと思っております。今後は、既存の観光資源を集約しまして、また開発することにより、全国に向けて積極的な情報発信を行い、また観光大使やイメージキャラクター八菜丸を活用しながら、費用対効果を考慮した上で、より効果的な取り組みを進めていければというふうに考えております。

次に、農産物ブランド化の成果についてでございますけれども、当町は農業を基幹産業としておりまして、農業を持続的に発展させ、農家の経営の安定を図っていくためには、農産物のブランド化は有効な手段の一つであると考えております。町を代表する農作物の白菜、メロン、梨につきましては、ブランド化に向けましてJAと連携しまして、東京大田市場や量販店等で継続的にPRを実施しております。

また、白菜につきましては、白菜プロジェクトを推進しておりまして、その一環であります白菜キムチ鍋や白菜メンチカツは、県内外のイベントに積極的に出店し、PR等を実施するなど、農産物加工品のブランド化にも力を入れております。なお、購入していただいた消費者の皆さんから、とてもおいしいとの高い評価をいただいております。今後につきましても、引き続き農産物のブランド化に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

次に、憩遊館につきましては、健全な経営を目指しまして、現在関係者一丸となって経営に当たっているところでございますけれども、関係者の努力もありまして、入館者につきましては平成15年からの減少傾向も6万人台で落ちつき、昨年度におきましては、先ほど議員さんからもありましたように、鬼怒川決壊による被災者支援の受け入れもありましたが、6年ぶりに7万人を超え、さらに今年度につきましては各月ともほぼ過去3年を若干上回るペースで推移しているところでございます。

入館者がふえることは、当然収入増も期待されるわけでございますので、今後も一人でも多くの方に施設に足を運んでいただけるよう、業務改善計画に基づきましてより効果的な取り組みとおもてなしの心でサービスに努めていくとともに、ふるさと公社理事や評議員の方々、さらには利用者からもご意見等を伺いながら、より健全な施設運営につなげていければと、町、公社ともに考えております。

次に、八千代大使についてでございますけれども、議員もご承知のとおり、今年10月5日に八千代町観光大使任命式を行いまして、お二人を観光大使に任命させていただきました。観光大使につきましては、まだ始まったばかりでございますけれども、大使の活動の中で町の魅力や情報を紹介していただくことで、観光面でのイメージと知名度の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、議員お考えの大使でございますけれども、取り組んでいる市町村の状況を調査させていただくとともに、さらに観光大使の今後の活動実績や効果等を見ながら考えていくということで、当面は観光大使の活用を主体に取り組んでいければというふうに思っております。

以上、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 野村 勇君登壇）

企画財政課長（野村 勇君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

過去5年間で町内の企業の立地はあるのかということではありますが、新たなという形では敷地のみでの拡張で日野自動車古河工場が8ヘクタールの土地の拡張をいたしまして、そのほか建物の設備等の拡張につきましてエフピコさんが7ヘクタールほど拡張してご

ざいます。それと、境町の……

（「概要は聞いてないんだよ。来たか来ていないかしか聞いてない」

と呼ぶ者あり）

企画財政課長（野村 勇君） では、先ほどのとおりでございます。

あと、境町の視察において欠席した理由ということではありますが、水戸財務局の学校関係の起債の監査の説明がございまして、例年課長が立ち会って資料等の準備に対応するというところでございますので、そちらに出席させていただきました。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

私に対する質問は、部制度についてということだと思っておりますが、組織再編に伴います部制度の導入につきましては、今回の議会で議決いただいたところでございます。その中で秘書課については何ら変わりはないのではないかとございまして、まだ確定ではございませんが、構想としまして議員おっしゃっているように、今後シティープロモーション、非常に重要な行政の中のポジションを担っていくと思っております。そういうことで再編といいますか、広報と、今企画にございますOA情報担当を一緒にしまして、将来的には課内室、または課に昇格できるよう、強力にその辺を町長の直下で進めてまいりたいと、そういう構想のもとで今回の案になっているところをご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 相田敏美君登壇）

税務課長（相田敏美君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

工事代金の不当な支払体制につきましてでございますが、工事代金の支払いの個別事案に対してではなく、一般的な内容になりますが、町の工事請負契約、約款等によりまして支払われることとなります。また、ご質問の中にもあるかと思うのですが、個人の税金と工事代金の支払いにつきましてでございますが、個人の町税の課税と、それから

法人の課税は別々なものであります。例えば差し押さえなどの町税の滞納整理を行う場合も、個人に滞納がある場合は個人の財産を、法人に滞納がある場合は法人の財産を差し押さえすることになります。

差し押さえまでの手続といたしましては、滞納に係る督促状、催告書を送付し、それでもなおかつ納付しない場合に財産の調査、差し押さえ予告書を送付し、差し押さえを執行するという段階を踏んで、滞納者の財産について差し押さえを行うということになります。個人の税金と法人の工事代金の支払いは別々なものであると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

当町では財政状況が厳しい中、全庁を挙げて行財政改革に取り組み、限られた予算でそれぞれの部署での知恵を出し、工夫を重ねて業務を行っております。議会だよりの発行予算につきましても、ただいま議会事務局長から答弁がありましたように、平成17年度に行財政改革プランの取り組みの一環として、広報やちよ・議会だより・農業委員会だよりを統合して発行し、大幅な経費削減を図ってきたわけであり、当時の議会だより編集委員等の議会の皆様のご理解、ご協力をいただき、改革できた経緯であります。

（「町長、概要は求めているので、質問したことに対して答弁していただければ結構でございます」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 今後議会だよりにつきましても、今予算も議会から要望、要請がございましたが、検討していきたいと考えております。

次に、音楽プロモーション等につきましては、宮崎県の小林市でやっているようですが、八千代町はパンフレット、3万部、今年つくった経緯がございます。産業課長が申したとおり、これも検討していきたいと考えております。

副町長につきましても、当面の間現体制でやっていきたいと考えております。

町が発行した工事代金等におかれましても、先ほど税務課長が答弁したとおりであります。

個人情報につきましても、先ほど大久保敏夫議員の質問にあったとおり、いろいろ裁判所へ告訴するような話がございますが、私は秘密を漏えいしたことはございません。

常陽銀行の件でございますが、警察の手で何らまだ答えが出ておりませんので、私もまだ議会での答弁は控えさせていただきます。

次に、部制等につきましてもいろいろこれからの体制ということでございまして、いろいろ課の充実を図っていきたいということでございまして、町村でも約半分は部制をしいているということでございます。八千代町は5部ということで、いろいろ特別委員長、検討委員長の報告もありましたし、尊重していきたいと考えております。

そのほか農産物のメロン等におかれましても、今八千代はメーンは白菜でございます。春白菜を初め秋冬白菜でございます。メロン等におかれましても優秀な生産者は残っておりますが、銚田に比べては八千代は大分少ないということでございます。今後メロンを含めた中でブランド化をしていきたいと考えています。

また、憩遊館につきましても、今現在空調設備の修理で休んでおりましたが、若干下半期は経営がよくなるような状況でございます。また、理事長をやめるとか、理事長は充て職で、理事の互選でなっておりますので、今現在やめるつもりはございません。

また、観光大使等につきましても、大使という形で、この間つくばでも観光大使ということで、いろいろつくば出身の人なども指名しておりましたが、どこでも観光大使をやって、八千代町でも現在の観光大使は2名おります。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、私は先ほど述べたように再質問いたしますので、手短かに質問内容にだけというような形で言ったのですが、残りにはあと15分しかないので、本来であればこの予算について、そして将来ビジョンについて、もっともっと詰めた話を私はしたいのですが、これ町長、この個人情報保護条例、守秘義務違反、並びに私と起きたこの常陽銀行のことは、町長私的な話なのです、町長個人の話なのです。公人として、私は仕事がしたいのです、もっとこの上の段階の。そこをもうちょっとわかっただいて、一々へらへら笑って答弁をされていたりするの、私としても非常に不愉快だなというふうに感じました。

まず、議会だよりの発行予算については検討するというところでございましたので、ぜひともその予算を確保していただき、まず要望をいたします。

続いて、この障害者・障害児ステップの会の補助金に対しては、会としての補助金は出せないというふうな答弁でございましたが、事務費というふうな部分とか印刷費という部分で、それを予算計上という中で出していくことはきちんと考えるというふうな答弁でございましたので、ぜひとも事務費だとか印刷代というふうな形で、それは出していただきたい。なおかつ48万6,000円に戻していただけるよう、今後も検討をしていただけるようお願いを申し上げる次第であります。

そして、町活性化定住促進音楽プロモーションに関しましては、これは産業振興課のほうでも進んで頑張っているようですが、町長は見たのか見ていないのか、まずその段階でわからないのですけれども、きっと先ほどおっしゃろうとしたのは、きつとるるぶの発行のことだと思うのですけれども、るぶに1,000万だか何だかわからないけれども、かけて、それだけの経済効果が見込まれたのかどうかというのは、私は疑問です。私は、県外、町内外に行くときに八千代町を知ってもらうためには、この間も産業課で1部もらいましたけれども、必ず持っていくようにはしていますけれども、ほかの町民がそれだけの費用対効果、よく町長がおっしゃいますけれども、費用対効果がそれだけあるのかどうかというのは疑問に思いますので、まず見てもいないのに、どうたらこうたら、見たかどうかわからないのですけれども、答弁なかったもので、見たかどうかわからない人に語ってもらっても仕方ないので、これはしようがないので、産業振興課長のほうに引き続きこのことに関しては観光大使を含めて前向きにどんどん検討していただきたいというふうに思っております。

部制度のほうにつきましては、先ほど秘書課長のほうから答弁いただきました。企画関係のプロモーション等を含めて合同でそういうことも検討しているということであれば、それは秘書公室としてのことが必要が出てくる可能性というのも出てくるので、そこは私のほうでもきちんと把握はして、頭の中に入れておきます。

そして、企画財政課長には、ほかの公務が、ほかの町ですね。違った、必ず行く用件等があったというふうな形でございますけれども、特別委員長である湯本委員長がやって、このこと。仮案をつくったのは企画財政課長ですね。行かないなんていうことは、私の感覚では、物事の優先順位をつけたときにあり得ない。どうして来ないのですかと問われたときに、それはどうしてですかと私も境町に行ったときに思ったわけでありまして、それが財政課長として、それが適当なことであったというふうな形であれば、そういうことなのですねというふうな形で私の中では認識はしますけれども、当然のごと

くこれは行くことは当たり前のことだというふうに私は思っているわけであります。

そして、ブランド化の成果については、白菜、そしてメロン、梨と、さまざまなことがあるのですけれども、27年度までに加工品を策定するとかいろんな選挙公約にも町長、言っていたのではないですか、ブランド化。実際にブランド化というのは、要は加工して6次産業化をどこまで知っているかわからないのですけれども、ブランド化の実現は私はできていないというふうに思っています。白菜メンチカツ、これをやったのは多分きっと西村さんのころかなというふうに思うのですけれども、今现阶段でこのブランド化というのはきちんとできているというふうに私の中では認識はないので、水面下でどう動いているのかわからないのですけれども、きちんともうちょっと意識を持っていたいて、検討はするのは一緒。頑張るのは当然。だけれども、結果を残していかないと、これは意味のないことだというふうに思っております。

自主財源を確保していく上で、この農産物のブランド化、そして企業誘致、先ほど企画財政課長のほうからも来ていない。いるかいなかといたら、いないのですよ。いろんな理屈はつけていても、実際現実は来ていない。それが、当町の現状であります。何年も前からこのことをやって、この企業誘致、近隣市町村がどんどん、どんどん企業がさまざまな活動をしている中で、そういった形がなされているわけですから、もっと企業誘致等におかれましても成果が出るよう頑張っていたきたいというふうに思っております。

そして、八千代大使については、私の一方的な提案でございますが、いろいろ検討していただきまして、そしてこの八千代大使について今後検討していただければというふうに思っております。

そして、工事代金につきまして、それは税務課長のほうに先ほど答弁いただいたわけですが、税務課長からは個人の税金と、そして法人のこと、要は町発注の工事と個人の税金のことは別だというふうな答弁をいただきました。でも、これ要は、個人の税金のことで、要は先ほど大久保議員のほうからありました、町の工事発注のことが、そして総務課長から答弁があったのは、40日以内に支払わなければならない。それが守られていないのですよ、町長。税務課長のほうには、ここのことわからない部分もあるかと思っておりますので、それは頭の中に入れていただいて、守られていないのですよ、町長。どうして守られていないのですか。これは、業者は、内容証明から、下請企業から、さまざま説明するよう言われているのですよ。対応しているのですか。ここに、僕はこ

の3項目に工事代金の不当な支払体制というふうな形で書いている意味というのをもうちょっと理解して、では町長、1点聞きます。これは、正当な支払体制だったのですか。正当な、自分で正当ときちんと言ってくださいよ。正当か不正当か。マル・バツみたいな話なので、わかると思います。

そして、続きまして個人情報の保護条例の守秘義務違反について、たびたびと先ほど申し上げたとおりですというふうな形でございますので、私からも大久保議員同様に、このことに関してはどっちが本当で、どっちがうそかという話になりますので、私も議員として、ある意味公人とした立場の中で、この議場で言っている話ですから。それはきちんと証明していきたいというふうに思っております。町長としては告訴してもよいか。先ほどよいとおっしゃっていたので、告訴されることが好きなのか何だかわからないのですけれども、告訴しますというふうな段階で被害者は言っているわけですから、告訴されてもいいのですかと言っていたので、いいのか、構いませんよなら構いませんよでいいと思います。きちんとそこを告訴に対して答弁願います。

そして、常陽銀行とのことに関しましてですが、町長、私的なことでございますのでというふうには何か逃げ腰なことを言っておりますが、車両を動かしたことは間違いないわけですね。私が指紋等をとられたことに対しても、町長は指紋を採取して、まず車は誰の車だったのですか。町民に説明しなければいけないのですよ、私。町長は、自分の車だったのですか。そして、それに対して、どうしてけがした現場を放棄して立ち去ったのかということも含めて、そして車両を動かす行為が、町長として一般社会人としての交通マナーだというふうに思っているのか。道路交通法をきちんとご存じでしょうか。第70条と72条をちゃんとご存じの上でおっしゃっているのでしょうか。きちんとそのところを答弁願います。

再々質問する予定でございますので、2分、3分の間でお願いいたします。3分は残していただかないと困ります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 2番、国府田利明議員の質問にお答えします。

ブランド化……

（「ブランド化は聞いてないです。工事代金のことに対しての……」
と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 工事代金であります、正式に金は払っております。

（「正当だったということですね」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 支払いについては、支払っておりますので、ご了解。

あと、常陽銀行の件につきましては、警察において私はあべこべ、被害者の考え方でありますので。玄関口で会って、説明はしたつもりであります、また追ってきて、国府田議員、追ってきた。それで、バックしようと思ったら、俺が運転している脇に腰かけて、私はうちへ帰るので、宗道の柴山石材にお金を払うので、うちで待っているというので、急いで出ようと思ったら、飛び乗って、それが現実でしょう。どっちが被害者だ。警察は一応道路交通法は、道とみなすか。自分で乗かってきて、私は監禁で訴えようかと思った。お金は持ってるし。あべこべ。それで警察で、自分でやられたなんて、自分で滑ってなったのだろうよ、現実。ビデオにちゃんと映っているから、警察にはビデオがあるということで、よくビデオを見て。

以上であります。

議長（大久保 武君） 2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 答弁のほうをいただきました。

町長には、正当な支払体制だったというふうな認識であります、内容証明等とかにおかれまして不当な支払体制だというふうな形で、業者関係は下請業者含めて不当だというふうにおっしゃっておりますので、そこに対してではこの場で正式におっしゃいますが、きちんと今後その内容証明や、例えば立ち会い、説明に関してきちんと説明をしていただくように要望いたしますので、真摯に対応していただければ、それで結構です。

そして、この個人情報守秘義務違反については、まだ抜けているのですけれども、これは訴えられてもよろしいということの兼ね合いでよろしいのでしょうか。それを抜けていけばよろしいのかというような形で、私は別に質問するあれはないので、そういうふうな認識で、それで終わりにしたいというふうに思っておりますので、大久保敏夫議員が被害者で本当にかわいそうだなと。八千代町の議会、そしてこの八千代町の役場内で起こっていることというのは、こういったことが起こっているのだということを、これはあってはならないことなので、いたし方ないのかなというふうに思っているところでもあります。

そして、最後は常陽銀行でございますが、町長からすると被害者というふうな形で先

ほど出ましたので、私からすれば、私がどう見ても被害者だと思いますし、私のほうも警察のほうにビデオをぜひ見てくださいというふうなことも含めて、これは町長がどこまでおっしゃって、どこまで把握されているかわからないのですけれども、私のほうも目撃者がいてくださったことがある意味幸いだったのかなと思うところもあるのです。町長と私、両方の立場から知っている目撃者が見ていた段階の中で、車両を動かす行為というのは、交通安全推進の会長なのでしたか。会長は、よくわからないのですけれども、ではドアをあけたまま、俺が腰をかけたどの何だのいろんなことを町長の言い分があって、そうしたら車両はドアがあいたままエンジンをかけて、そして動かす行為が、町長は正当だというふうな形で思っているというふうな形で、答弁がなければそういうふうな形で私は認識するので、町長の中でどういった意識を持っているのか。私は、身の回りの安全を確保して車両を動かす、これが一番第一の、どんな形であれ、それが町長の言い分としては閉めさせなかったとかいろんなことを言っていますけれども、それは私は閉めますよ、どいてくださいと言うのは、これは当然のことでございますので、そんなことは言われた記憶は一度もありませんので、町長のご見解を再々質問というふうな形であれば、していただければなというふうに思います。

議長（大久保 武君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了します。

議長（大久保 武君） 今回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時48分）